

定 款

令和 4(2022)年 9 月 1 日改正

不 二 精 機 株 式 会 社

第1章 総則

- (商号)
第1条 当社は、商号を不二精機株式会社と称し、英文では、FUJI SEIKI CO., LTD. と表示する。
- (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 各種金型の製作並びに加工販売。
(2) プラスチック成形業。
(3) 医療用具・食品容器等の製造。
(4) 医療用具・食品容器等の輸出入・販売。
(5) プラスチック原料の販売。
(6) 不動産賃貸業。
(7) 前各号に付帯関連する一切の事業。
- (本店の所在地)
第3条 当社は、本店を大阪市に置く。
- (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人
- (公告方法)
第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

- (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、23,720,000株とする。
- (自己の株式の取得)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。
- (単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
- (単元未満株式についての権利)
第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

- 第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主権の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集地)

- 第13条 株主総会は本店所在地のほか、愛媛県松山市またはこれらに隣接する地において招集する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

- 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会

社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任法)

- 第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役、各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令にほかの定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決

議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第35条 当社は、毎年12月31日を基準日として定時株式総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行う。

(中間配当および基準日)

第36条 当社は、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。